

令和6年度  
第5回一宮市農業委員会総会  
議 事 録

と き：令和6年8月28日（水）

と ころ：一宮市役所本庁舎1401会議室

一宮市農業委員会

# 一宮市農業委員会 第5回総会 議事録

令和6年8月28日（水）開催

## <議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積計画決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 買受適格証明願（5条届出）報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

## <出席委員>

（農業委員：18名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 酒井 敏夫   | 2番 岩田 良彦   |
| 3番 奥 智子    | 4番 熊澤 宣明   |
| 5番 坂井 利弘   | 6番 林 泰江    |
| 7番 近藤 篤誼   | 8番 佐野 正実   |
| 9番 岩田 健司   | 10番 酒井 正明  |
| 11番 小島 かな子 | 12番 内藤 秀基  |
| 13番 青山 真由美 | 14番 佐々 均   |
| 15番 （欠席）   | 16番 星野 幸代  |
| 17番 成瀬 宏満  | 18番 杉本 ひろ子 |
| 19番 江寄 正雄  |            |

（農地利用最適化推進委員：17名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 木村 光男 | 2番 伊藤 末雄 |
| 3番 伊藤 則夫 | 4番 後藤 一敏 |
| 5番 重松 健三 | 6番 柴山 守男 |

7番 木全 博  
9番 安田 正雄  
11番 青山 豊  
13番 梶田 政弘  
15番 市川 隆久  
17番 川井 達朗

8番 浅井 孝義  
10番 立山 克生  
12番 後藤 充治  
14番 森 義光  
16番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：1名)

15番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：0名)

<事務局>

事務局長 長谷川 明  
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦  
課長補佐 加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第5回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしく願いいたします。

開 会 (午後2時05分)

**【熊澤議長】**

それでは、ただいまから、第5回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

**【熊澤議長】**

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。18番 杉本ひろ子委員さん、19番 江寄正雄委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

**【近藤課長補佐】**

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転4件です。詳細は、2ページをご覧ください。

27番から29番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。30番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可4件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の3ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、4ページをご覧ください。

5番につきましては、駐車場及び自転車置き場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

**【近藤課長補佐】**

提出議案の5ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転10件、賃借権設定7件、使用貸借権設定9件です。詳細は、6ページから11ページとなります。

6ページの85番から9ページの100番につきましては分家住宅、101番につきましては自己用住宅、102番、103番につきましては住宅型有料老人ホーム、104番、10ページの105番につきましては工場を建築するものです。以上、21件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。106番から108番につきましては駐車場、109番につきましては駐車場兼物干し場として利用されるものです。11ページの110番につきましては、砂利採取のため一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。102番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

また、103番、104番につきましては、申請に係る農地が宮田用土地改良区の区域内にあるため、当該土地改良区の意見書が必要となりますが添付されておりません。農地法施行規則第30条6号の規定では、「意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その自由を記載した書面」を提出することとされており、申請者より、その書面が提出されております。この案件について愛知県等に相談し助言をいただきましたので、8月21日午後に地区担当農業委員と事務局職員2名で現地調査を行ったところ、申請地は作付けされておらず、転用により周辺農地の取水等に影響を及ぼさないと判断いたしました。

以上、農地法第5条許可26件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の12ページをご覧ください。

議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、13ページをご覧ください。

1番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事

務局、説明願います。

**【近藤課長補佐】**

提出議案の14ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、15ページから16ページとなります。

16ページの1番から5番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画5件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

**【熊澤議長】**

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
  - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
  - ・報告第3号「買受適格証明願（5条届出）報告について」
  - ・報告第4号「現況証明報告について」
  - ・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

**【近藤課長補佐】**

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。

ます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの7件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから10ページの所有権移転24件、賃借権設定3件です。11ページをご覧ください。報告第3号は、買受適格証明願（5条届出）報告についてです。今月の報告は、12ページの5件です。13ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、14ページの3件です。15ページをご覧ください。報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、16ページの1件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものといたします。

**【熊澤議長】**

それでは、以上をもちまして、第5回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後2時20分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長            熊澤 宣明

署名者           杉本 ひろ子

署名者           江寄 正雄